

令和3年度 中野小学校PTA

定期総会議案書

書面総会

日時 令和3年4月21日(水)

◎議 題

- (1) 第1号議案 令和2年度決算の承認について
 - ① 決算報告
 - ② 監査報告
- (2) 第2号議案 令和3年度役員・監事の承認について
- (3) 第3号議案 令和3年度活動方針・計画について
- (4) 第4号議案 令和3年度予算案について



カワラヒワ (本校ビオトープにて4月撮影)



令和2年度活動報告

役員会

1. 活動と反省

月	日(曜)	項目	活動内容・参加者等	主な反省
4		緊急事態宣言の為		
5		休校(5/31まで)		
6	16(火)	新旧役員引き継ぎ及び 第1回役員会	業務説明・分担・引き継ぎ・書 面総会(通知文配布)・書面委員 決め・年間計画・PTA会費・ 第1回運営委員会について	
7	30(木)	第2回役員会	表彰について・正副委員長決め 環境整備・第1回運営委員会に ついて	
		PTA会費集金	今年度に関しては教職員が徴収	
8	22(土)	環境整備	教職員・本部役員のみ校舎周り清掃	
9	1(火)	第3回役員会	正副委員長選出進捗状況 推薦委員会の発足・大集会 表彰について	
10	20(火)	第4回役員会 第1回運営委員会	正副委員長及び推薦委員選出 結果・第1,2回運営委員会につ いて・各委員会の予定 津久井ブロック研修会	
11	2(月)	第1回推薦委員会	推薦委員の業務について 会長副会長出席	
	14(土)	母と女性教職員の会	コロナの為中止(レポート提出)	
	21(土)	津久井ブロック研修会	家庭教育事業講演会:星山先生	
	24(火)	第2回推薦委員会	推薦活動計画	
12	2(水)	第3回推薦委員会	推薦委員会活動終了	
1	19(火)	第5回役員会 第2回運営委員会	緊急事態宣言の為書面開催	
2	16(火)	第6回役員会 第3回運営委員会	緊急事態宣言の為書面開催	
3				

学年委員会

1. 活動と反省

月	日(曜日)	項目	活動内容・参加者等	主な反省
4				
5				
6				
7				
8				
9	30日(水)	学年委員会	正副決め 新学年委員	
10				
11	21日(土)		講演会 正、副、書記、他5名	
12				
1				
2				
3				

1. 活動と反省

月	日(曜)	項目	活動内容・参加者等	主な反省
4				
5				
6				
7	31(金)	第1回地区委員会 地区パトロール	三役決め	立候補で決まりスムーズだった。
9				
10				
11	21(土)	津久井ブロック研修会 参加		
12	25(金)	第2回地区委員会 地区パトロール	登校班名簿作り、ルート・メンバー人数確認	自分の地区の登校班表を持っていると記入しやすかった。
1				
2				
3	11(木)	新旧地区委員引き継ぎ		
	22(月)	第3回地区委員会		

1. 活動と反省

月	日 (曜日)	項目	活動内容・参加者	主な反省
4				
5				
6				
7				
8				
9	10 (木)	第1回広報委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・新広報委員顔合わせ ・三役決め ・推薦委員選出 ・新年度タイトルロゴ作成 ・前年度委員による引継ぎ (参加者8名) 	
10				
11	21 (土)	津久井ブロック研修会	(参加者3名)	
12				
1				
2				
3		離退任式取材	・写真撮影	
4		入学式取材	・写真撮影	
		新年度教職員紹介取材	・取材、写真撮影	
		P T A総会取材	・取材、写真撮影	
5		第2回広報委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・新委員へ引継ぎ ・かわゝ242号編集作業 	
		かわゝ発行	・かわゝ242号発行	

令和2年度 決算報告書

1. 総額の部

収入総額	1,245,377	円
支出総額	632,863	円
差引残額	612,514	円

2. 収入の部

単位：円

項目		予算額	決算額	増減▲	付記
会費	会費	828,000	708,000	▲120,000	2,000円×354世帯
雑収入	繰越金	537,371	537,371	0	
	雑収入	7	6	▲1	貯金利息
合 計		1,365,378	1,245,377	▲120,001	コロナによる休校のため会費を減額

3. 支出の部

単位：円

項目		予算額	決算額	増減▲	備考
運営費	会議費	10,000	0	▲10,000	
	消耗品費	90,000	54,449	▲35,551	コロナ対策等
	備品費	100,000	0	▲100,000	
	旅 費	50,000	0	▲50,000	
	折衝費	10,000	8,750	▲1,250	推薦活動費
	分担金	50,000	19,880	▲30,120	市P・津ブロック
活動費	役員活動費	50,000	2,419	▲47,581	環境整備費等
	研修活動費	30,000	0	▲30,000	
	行事活動費	60,000	0	▲60,000	
	サークル活動費	20,000	0	▲20,000	
	学年委員会費	40,000	0	▲40,000	委員会活動費
	地区委員会費	40,000	0	▲40,000	委員会活動費
	広報委員会費	240,000	91,300	▲148,700	広報誌発行費
	教育奨励費	50,000	82,500	32,500	卒業祝い品等
	教育環境美化費	100,000	48,825	▲51,175	花苗・鉢花等
諸費	慶弔費	70,000	49,000	▲21,000	会員慶弔費
	保険料	50,000	37,200	▲12,800	
	通信費	5,000	0	▲5,000	ベルマーク送料
	安全活動費	30,000	0	▲30,000	駐車場案内
	雑 費	10,000	400	▲9,600	会費返金
特別会計積立金		100,000	100,000	0	150周年に向けて
学校支援金		100,000	100,000	0	用途は学校裁量による
予 備 費		60,378	38,140	▲22,238	備品費,研修活動費
合 計		1,365,378	632,863	▲732,515	

4. 特別会計の部

会計名	過年度分残額	本年度収入	本年度支出	合計
積立金	700,000	100,000	0	800,000

上記の通りご報告します。

なお、残金612,514円は次年度に繰り越します。

令和3年4月21日

中野小学校 PTA会長 山本 菊夫
 中野小学校 PTA会計 阿部 順華
 杉本 由紀子

令和2年度 中野小学校PTA 会計監査報告書

令和2年度中野小学校PTA 会計について、本日監査を行ったところ、帳簿の記載は正確であり、領収書は全て完備され、予算が適切に執行されていることを認めます。

令和3年 3月30日 (火)

中野小学校PTA 監事

綿貫 好典 (印)

田中 季枝 (印)

第2号議案

令和3年度中野小学校PTA 役員・監事 (案)

<役員>

役職	氏名 (敬称略)	児童の学年
会長	久保 武史	6年 4年
副会長	山口 弘一	6年 4年 1年
	萩野谷 知香	5年
	小石澤 牧香	6年 4年
	小川 宏美	3年 2年
	陰山 謙二	4年
書記	藤原 理絵	4年 1年
会計	曾根 彩乃	4年 3年 1年
副会長	永月 徹	小学校 副校長
書記	田中 穰一	小学校 職員
書記	興津 享延	小学校 職員
会計	杉本 由紀子	小学校 職員

<監事>

氏名 (敬称略)	児童の学年
綿貫 好恵	3年
田中 李枝	5年 3年 1年
金田 ゆかり	5年 3年

第3号議案

令和3年度中野小学校PTA活動方針・計画（案）

1. スローガン

大人の背中では子どもの道しるべ

2. 基本方針・計画

- (1) 学校教育について学び、学校内外の教育環境を整備改善するとともに、役員会及び各種委員会活動を通して児童を取り巻く諸課題の解決を図るよう努力する。
- (2) 児童の日常生活に潤いをもたらし、望ましい生活態度や節度ある行動規範を身に付けさせるため、あいさつ運動の推進等具体的な取り組みを進める。
- (3) 広報誌「かわゝ」の発行を通して、PTA活動の様子を活発に広報し、会員相互のコミュニケーションの場とするように努める。
- (4) 校外における児童の安全と健全な生活の確保に努め、必要に応じて、関係団体と協力する。
- (5) 保護者会等を通して、会員と児童の融合を図るとともに、児童の身近に生じる諸課題について意見交換をし、解決に向けた環境づくりをする。

	活 動 計 画
一 学 期	定期総会、運営委員会、地区パトロール、110番の家確認 「なかのっ子運動会」への協力 「かわゝ」の発行・地域への配付 給食費集金協力、環境整備
二 学 期	運営委員会、推薦委員会発足 「ペア交流会」への協力、地区パトロール、安全看板点検 「かわゝ」の発行・地域への配付、給食費集金協力
三 学 期	運営委員会、登校班編成・地区パトロール 「かわゝ」の発行・地域への配付 活動のまとめ・引き継ぎ、会計監査 給食費集金協力

令和3年度 予算案 (案)

1. 総額の部

収入総額	1,366,121
支出総額	1,366,121
差引総額	0

2. 収入の部

単位：円

項目		本年度当初予算額	前年度当初予算額	増減▲	付記
会費	会費	753,600	828,000	▲ 74,400	314×2400
雑収入	繰越金	612,514	537,371	75,143	
	雑収入	7	7	0	貯金利息
合 計		1,366,121	1,365,378	743	

3. 支出の部

単位：円

項目		本年度予算額	前年度予算額	増減▲	付記
運営費	会議費	10,000	10,000	0	運営委員会等
	消耗品費	110,000	90,000	20,000	印刷用紙・消毒等
	備品費	100,000	100,000	0	備品購入等
	旅費	30,000	50,000	▲ 20,000	研修会等
	折衝費	10,000	10,000	0	推薦委員会
	分担金	50,000	50,000	0	市P・津ブロック
活動費	役員活動費	50,000	50,000	0	役員活動費
	研修活動費	30,000	30,000	0	研修会参加費
	行事活動費	30,000	60,000	▲ 30,000	大集会等
	サークル活動費	20,000	20,000	0	
	学年委員会費	40,000	40,000	0	委員会活動費
	地区委員会費	40,000	40,000	0	委員会活動費
	広報委員会費	240,000	240,000	0	委員会活動費・広報誌
	教育奨励費	70,000	50,000	20,000	卒業・入学祝品等
	教育環境美化費	100,000	100,000	0	園芸用土・苗等
諸費	慶弔費	70,000	70,000	0	会員慶弔費
	保険料	50,000	50,000	0	損害保険料
	通信費	5,000	5,000	0	郵送料
	安全活動費	10,000	30,000	▲ 20,000	駐車場案内費等
	雑費	10,000	10,000	0	会費返金等
特別会計積立金		100,000	100,000	0	150周年に向けて
学校支援金		100,000	100,000	0	用途は学校裁量による
予備費		91,121	60,378	30,743	
合 計		1,366,121	1,365,378	743	

上記のとおり提案いたします。
令和3年4月21日

相模原市立中野小学校PTA会則

第1章 名称

第1条 この会は、中野小学校PTAといい、事務局を中野小学校に置く。

第2章 目的及び活動

第2条 この会は、保護者と教職員とが協力して、児童の幸福と健全な成長をはかることを目的とする。

第3条 この会は、前条の目的を遂げるために次の活動をする。

1. よい保護者、よい教職員になるように努める。
2. 家庭と学校との連絡を密にし、児童の校内外の生活向上に努める。
3. 学校における児童の教育環境を、よくすることに努める。
4. その他、この会の目的を達成するための活動をする。

第3章 方針

第4条 この会は、民主団体として、次の方針に従って活動する。

1. 児童の教育と福祉増進のために各種団体と協力する。
2. この会は、宗教的、政治的、営利的団体でない。
3. 保護者の教養の向上に努めるとともに、会員相互の連携を深める。
4. 学校の人事に干渉しない。

第4章 会員

第5条 この会の会員は、中野小学校児童の保護者、又はこれに代わる者及び教職員とする。

第6条 会員は、会費を納め、平等の権利と義務をもつ。

第5章 会計

第7条 この会の経費は、会費、その他の収入金でまかなう。

第8条 会員は、月額200円の会費を納めるものとする。

第9条 この会の会計年度は、4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 役員

第10条 この会に、次の役員を置く。

会長（保護者）	1名
副会長（保護者、副校長）	3名以上
書記（保護者1名、教職員2名）	3名
会計（保護者1名、教職員1名）	2名

第11条 役員は、候補者推薦委員会で推薦し、総会の承認を受けるものとする。

第12条 役員の任期は、一年とする。但し、再任は妨げない。

第13条 役員の任務は、次のとおりとする。

1. 会長は会務を総理し、総会・役員会・運営委員会及び各種委員会を招集する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時はその職務を代行する。
また各委員会等を担当し、活動に関する助言と指導を行う。
3. 書記は、集会の議事を記録し、この会の事務を処理する。
4. 会計は、会計事務を処理する。

第7章 監事

第14条 この会に、3名の監事を置く。

第15条 監事は、推薦委員会が推薦し、総会の承認を受ける。任期は一年とする。

第16条 監事の任務は、次のとおりとする。

1. この会の会計を監査し、定期総会に報告する。
2. この会の事業活動の助言を行う。

第8章 総会

第17条 この総会は、この会の最高議決機関であり、定期総会及び臨時総会とする。

第18条 定期総会は、年1回、4月に開き、役員及び監事の

承認、会の年間計画及び収支予算・決算について審議する。

第19条 総会は、会員の5分の1以上の出席により成立する。但し、委任状をもって出席に代えることができる。

第20条 総会の議事は、出席者の過半数とする。

第21条 臨時総会は、役員会で必要と認めるとき、又は、会員の5分の1以上の要求で開くことができる。

第9章 推薦委員会

第22条 役員・監事の候補者を推薦するために推薦委員会を置く。

第23条 推薦委員会の委員の数と、選出の方法は細則で定める。

第24条 推薦委員会は、役員・監事の候補者を推薦し、総会に報告する。
又、その任務を終了したときに解任される。

第10章 役員会・委員会

第25条 この会に、次の役員会及び委員会を置く。

1. 役員会は、役員をもって構成し、この会の諸計画について協議する。
2. 運営委員会は、役員と学年委員会・地区委員会及び広報委員会の正副委員長をもって構成し、この会の諸計画について協議する。
3. 合同委員会は、役員及び各種委員会の委員をもって構成し、会長が必要と認めるとき、運営委員会の承認を得て招集する。
4. 学年委員会は、各学級より選ばれた委員と、担当教師によって構成され、互選により正副委員長を選び、学年の諸問題について協議するとともに学校給食・学校保健活動の推進に当たる。
5. 地区委員会は、各地区より選ばれた委員と、担当教師によって構成され、互選により正副委員長を選び、地区の諸問題について協議する。
6. 広報委員会は、3年4年5年の各学級より選ばれた委員と担当教師によって構成され、互選により正副委員長を選び、この会の広報活動にあたる。

第11章 個人情報の取り扱い

第26条 本会が個人情報を取り扱うにあたってはその利用目的を明確にするとともに利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱わない。

第27条 この会が取り扱う個人情報はあらかじめ本人の同意を得ないで第三者への提供は行わない。

第28条 取り扱う個人情報の漏洩、滅失または毀損の防止その他情報の安全管理のために必要な措置を講じる。

第29条 行事等において広報誌などへの掲載を目的とした写真撮影については良識の範囲において本人の承諾を得ずに行うことができるものとする。

第12章 雑則

第30条 校長は、役員会及び各委員会に出席して意見を述べることができる。

第31条 この会の運営について、必要な細則は会則に反しない限りにおいて、運営委員会の決議を得て定めることができる。

第32条 運営委員会は、細則を制定し、又、改廃したときは、その結果を総会に報告する。

第33条 この会の会則の変更は、総会において、出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することはできない。

付 則

本会則は、昭和40年4月23日より実施する。

昭和55年4月一部改定

昭和61年4月一部改定

平成5年4月一部改定

平成8年4月一部改定

平成11年4月一部改定

平成14年4月一部改定

平成15年4月一部改定

平成17年4月一部改定

平成18年3月相模原市との合併により名称変更

平成18年4月一部改定

平成31年4月一部改定

相模原市立中野小学校小学校PTA細則

第1章 役員

- 第1条 会長に欠損が生じたときは、副会長が互選により会長となる。
任期は、前任者の残任期間とする。
- 第2条 会長以外の役員に欠損が生じたときは、運営委員の中からこれを補充する。任期は、前任者の残任期間とする。

第2章 推薦委員

- 第3条 推薦委員の選出は、次の方法による。
1. 推薦委員は、10名以上とする。
 2. 副会長（学校職員を除く）、書記（学校職員1名）、各委員会より1名ずつ、並びにこれらの委員が所属する地区以外の地区委員各1名ずつとする。但し、会長を含めることができる。また、PTA会員の中から若干名含めることができる。
- 第4条 推薦委員は、役員及び監事の候補者になることができる。

第3章 役員会・委員会

- 第5条 役員会の任務
1. 総会の議事、日程を立案する。
 2. 会の運営と、各委員会より委任された事務を処理する。
 3. 会則の制定と、改廃について立案する。
 4. 運営委員会に提案する議案について立案する。
 5. 合同委員会に提案する議案について立案する。
- 第6条 運営委員会の任務
1. 会員の意見を調整して、年間計画をたてる。
 2. 年間計画もとづく活動に必要な収支の予算を立案する。
 3. 各委員会によって立案された事業計画を検討し、調整をはかる。
 4. 計画もとづく主活動を評価して、次の企画の資料とする。
 5. 必要に応じて、特別委員会を設置することができる。
- 第7条 学年委員会の任務
1. 学年PTAの年間計画をたて、運営にあたる。
 2. 全校児童の福利厚生をはかる。
 3. 会員相互の研修の場をつくり、教養を深める。
 4. 各学級及び学年相互の連絡調整をはかる。
 5. 学校給食・学校保健活動の推進にあたり、疾病の予防対策をはかる。
 6. 会費の円滑な納入を促進する。
 7. 学年委員は、各学級2名または3名とする。
- 第8条 地区委員会の任務
1. 児童の校外生活の健全育成に務める。
 2. 児童の生活指導・安全教育・不良化防止に配慮し、各種団体との連携を深める。
 3. 会員相互の連帯を深めるため、地区懇談会の開催に協力する。
 4. 地区委員の数は、各地区の状況に応じて、各地区1から3名程度とする。
- 第9条 広報委員会の任務
1. 会員及び地域社会ならびに関係諸機関・諸団体に対して、情報の伝達、意見の交換等、広報活動に務める。
 2. 広報委員は3年・4年・5年のうち、各学級1名以上で各学年3名、合計9名とする。

第4章 サークル活動

- 第10条 この会に、会員相互の親睦をはかるため、サークルを置くことができる。
- 第11条 サークルの構成は、原則として会員15名以上とし、過半数はPTA会員とする。また、サークルの指導者はPTA会員でなくても、行うことができるものとする。
- 第12条 サークルの承認は、運営委員会で行うものとする。
- 第13条 サークル活動に、補助金を出すことができる。

第5章 慶弔規定

- 第14条 この会の、慶弔規定を次のとおり定める。
1. 慶弔の種類
(1) 見舞金 (2) 香典 (3) 記念品 (4) 餞別 (5) 祝い品 (6) 祝い金
 2. 慶弔の対象と金額等は、次の基準による。
(1) 見舞金
役員が傷病により1週間以上の入院加療の場合
3,000円
火災の場合
5,000円
(2) 香典
会員死亡した場合
5,000円
(3) 記念品
役員の任期が終了した場合、記念品を贈る。
(4) 餞別
学校教職員が、転任・退職した場合、在任・在職年数を次のとおり考慮する。
5年未満 3,000円
5年以上 5,000円
(5) 祝い品
卒業児童と入学児童に祝い品を贈る
(6) 祝い金
教職員の結婚の場合 5,000円
- 第15条 規定以外の慶弔の必要が生じたときは、役員会において協議して決定する。ただし、緊急の場合は会長の判断で決定し、役員会に報告する。

第6章 表彰規定

- 第16条 この規定は、この会の表彰について、その範囲その他の事項について定め、功績を讃え感謝の意を表すことを目的とする。
1. 範囲
表彰は、この会及び学校の振興、活動に努め、その功績が特に著しいものに行う。
 2. 選考
被表彰者の選考は、役員会が行い、運営委員会で承認を得る。
 3. 表彰
被表彰者には、感謝状と記念品を贈る。表彰は、定期総会において会長が行うことを原則とする。

第7章 旅費規定

- 第17条 この会の活動に必要な出張に、次のとおり旅費を支給する。
1. 学区内を除く町内の場合 実費+500円
 2. 町外の場合 実費+700円

第8章 転出入会員の会費徴収

- 第18条 転出・転入の場合
1. 転出について 20日以降に転出した場合は、その月の会費を徴収するが、19日までに転出した場合は、その月の会費を徴収しないこととする。
 2. 転入について 10日以前に転入した場合は、その月の会費を徴収するが、11日以降に転入した場合は、その翌日より徴収することとする。

付則		
平成 5年4月		一部改定
平成 6年4月		一部改定
平成 8年4月		一部改定
平成11年4月		一部改定
平成14年4月		一部改定
平成15年4月		一部改定
平成16年3月		一部改定
平成17年3月		一部改定
平成18年3月		一部改定
平成18年3月	相模原市との合併により名称変更	
平成20年3月		一部改定
平成21年3月		一部改定
平成23年3月		一部改定
平成25年10月		一部改定
平成26年3月		一部改定
平成29年6月		一部改定